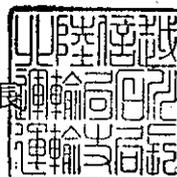




石運整第465号の2  
平成25年12月20日

貨物自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局 石川運輸支局長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の  
一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から  
別紙写し（平成25年12月16日付け北信交貨第249号、北信交監第15  
8号、北信技保第93号）のとおり通達があったので、了知されたい。



北信交貨第249号  
北信交監第158号  
北信技保第93号  
平成25年12月16日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部 長



自動車技術安全部 長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正  
について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し(平成25年12月16日付け国自安第210号、国自貨第98号、国自整第244号)のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知願います。



国自安第 210 号  
国自貨第 98 号  
国自整第 244 号  
平成 25 年 12 月 16 日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付で、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第 210 号  
国自貨第 98 号  
国自整第 244 号  
平成 25 年 12 月 16 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付で、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関あて別添のとおり通知したので申し添える。

【別 添】

国自安第210号の2

国自貨第 98号の2

国自整第244号の2

平成25年12月16日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国 土 交 通 省

自 動 車 局 安 全 政 策 課 長

自 動 車 局 貨 物 課 長

自 動 車 局 整 備 課 長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>平成15年 3月10日                      一部改正                      平成18年 10月27日                      一部改正                      平成19年 3月30日                      一部改正                      平成21年 9月28日                      一部改正                      平成21年 11月20日                      一部改正                      平成22年 4月28日                      一部改正                      平成23年 3月31日                      一部改正                      平成24年 4月16日                      一部改正                      平成25年 5月 1日                      国土安第 210号                      国土貨第 98号                      国土整第 244号                      平成25年12月16日</p>	<p>平成15年 3月10日                      一部改正                      平成18年 10月27日                      一部改正                      平成19年 3月30日                      一部改正                      平成21年 9月28日                      一部改正                      平成21年 11月20日                      一部改正                      平成22年 4月28日                      一部改正                      平成23年 3月31日                      一部改正                      平成24年 4月16日                      一部改正                      平成25年 5月 1日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿                      関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿                      各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長                      自動車局貨物課長                      自動車局整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第2条の2 ～ 第6条（略）</p> <p>第7条 点呼等</p> <p>1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）（略）</p> <p>2. 第4項関係</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿                      関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿                      各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長                      自動車局貨物課長                      自動車局整備課長</p> <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第2条の2 ～ 第6条（略）</p> <p>第7条 点呼等</p> <p>1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）（略）</p> <p>2. 第4項関係</p>

- (1) (略)
- (2) アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わないものとする。
- (3) ~ (5) (略)
- (6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(新規)

- (1) (略)
- (2) アルコール検知器は、(7) の場合を除き、当面、性能上の要件を問わないものとする。
- (3) ~ (5) (略)
- (6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む。）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(新規)

(7) (6) の規定にかかわらず、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合であって、同一事業者の他の営業所（以下この項において「他の営業所」という。）に於いて業務を開始又は終了する場合、運転者に他の営業所に備えられたアルコール検知器（この場合のアルコール検知器は、他の営業所に常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る。）を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等の方法により所属する営業所の運行管理者等に報告させたときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなすものとする。

(8) 運転者に他の営業所のアルコール検知器を使用させる場合は、アルコール検知器の使用等方法等について、運転者の所属する営業所及び他の営業所の双方の運行管理規程に明記するとともに、運転者、運行管理者等その他の関係者に周知することとする。

(9) (6) による方法又は(7)による方法のいずれの場合であっても、他の営業所において業務を開始又は終了する場合には、他の営業所に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施するよう事業者を指導することとする。また、(7)による方法の場合には、アルコール検査をより一層確実に実施する観点から、運転者の所属する営業所において、一定期間ごとに、他の営業所から測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、その確認等を行うよう事業者を指導することとする。

- 3. 第5項関係 (略)
- 第8条 ~ 第31条 (略)

- 3. 第5項関係 (略)
- 第8条 ~ 第31条 (略)

改正後の通達は、平成25年12月16日から施行する。

# アルコール検査の実効性向上策について<トラック事業者用>

## アルコール検査の現状と制度改正

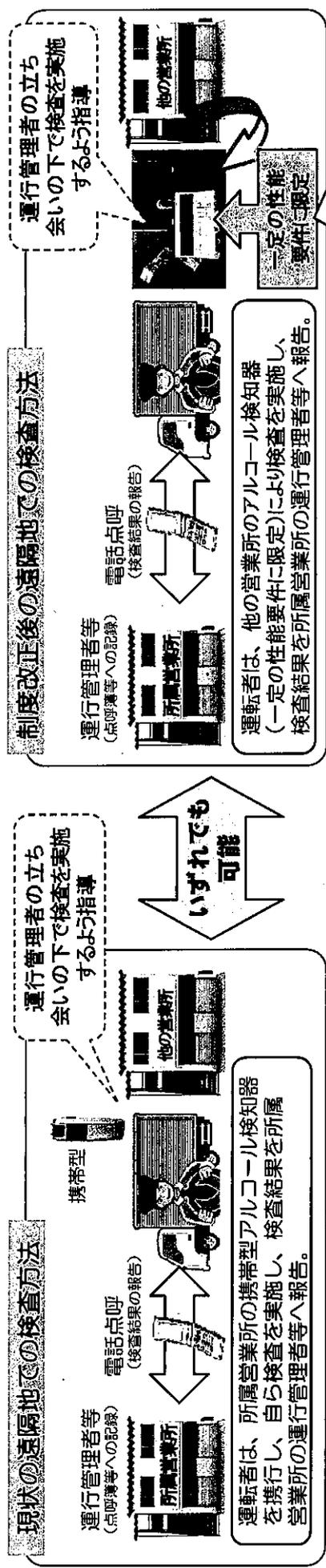
### 1. 現状

- 対面：営業所に備えられたアルコール検知器により検査を実施し、運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)が検査結果を確認する。
- 遠隔地：遠隔地で乗務を開始・終了する場合、運転者に所属営業所のアルコール検知器を携帯させ、運転者自身が検査を実施し、検査結果を運行管理者等へ報告する。

※平成23年5月より点呼時のアルコール検知器使用を義務付け

### 2. 実効性向上のための制度改正(平成25年12月16日施行)

- 運転者が、遠隔地であって同一事業者の他の営業所(以下単に「他の営業所」という。)において乗務を開始・終了する場合には、他の営業所の運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施するよう指導することとする。
- これに合わせて、これまでの検査方法は引き続き有効としつつ、新たに、他の営業所において乗務を開始・終了する場合には、他の営業所に備えられたアルコール検知器(一定の性能要件に限定)を使用する方法を認めることとする。



### 新制度を活用するにあたり事業者が遵守・留意すべき事項

- 他の営業所のアルコール検知器を使用する場合は、検知器の使用方法等について、双方の運行管理規程に明記すること。
- ※ アルコール検査の実施に係る法令違反は、他の営業所のアルコール検知器の常時有効保持義務違反が確認された場合を除き、従来とおり所属営業所が責任を負うこととなる。
- ※ Gマーク営業所同士の2地点間点呼、点呼の受委託の際にアルコール検知器を共同使用する方法については、本制度改正にかかわらず、今後も引き続き認められることとなる。

【性能要件について】  
 他の営業所のアルコール検知器の性能要件は以下のとおりとする。  
 イ. 常時営業所に設置されており、  
 ロ. 検査日時及び測定数値を「自動的に記録できるもの」(所属営業所は一定期間ごとに測定結果の確認等を実施)

※ 通達改正公布・施行：平成25年12月16日

# 【参考】飲酒運転防止対策に関する制度改正の変遷

## ○ 平成21年以前の飲酒運転防止に関する対策

- 運転者に対する点呼時において、「疲労、疾病、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」の確認の義務付け
- 必要に応じて、本省又は各地方運輸局において飲酒運転防止に関する通達を発令したほか、監査や運行管理者講習等の機会を捉えて、飲酒運転防止の徹底に関する周知・指導を実施

## ○ 「事業用自動車総合安全プラン2009」の策定(平成21年3月)

- (目標設定) 飲酒運転ゼロ
- (重点施策) ➢ 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け
- 飲酒運転に対する行政処分の強化 等

安全プラン2009を踏まえた  
事業者に対する安全対策の強化

道路交通法・刑法の累犯の改正による、  
運転者に対する飲酒運転の厳罰化

## ○ 処分基準の一部改正(平成21年10月)

- 酒酔い・酒気帯び乗務の処分厳格化、飲酒運転等に係る指導監督義務違反の事業停止処分強化 等

## ○ 旅客運輸規則、貨物安全規則の一部改正(平成22年4月)

- ・酒気を帯びた乗務員の乗務を禁止
- ・運転者に対する点呼時において、酒気帯びの有無を確認・記録について、法令(省令)上明確に規定

## ○ アルコール検知器の使用義務付け(施行)(平成23年5月)

- 点呼時のアルコール検知器の使用等の義務付け(施行)

## ○ 処分基準の一部改正(平成23年5月)

- アルコール検知器備え義務違反、常時有効保持義務違反等の新設

## ○ 運転者に対する指導監督マニュアル(平成24年4月)

- アルコールに関する基礎知識や酒気帯び状態の運転への影響、仮眠前の飲酒習慣の改善など、事業者が運転者に対して実施すべき安全教育の内容・実施方法等をマニュアル化

## ○ アルコール検査の実効性向上策(平成25年12月) ※本制度改正

- 他の営業所等のアルコール検知器(一定の性能要件を限定)を使用する方法を許容

